共同実施事業者の位置付け

本事業では、需要家等と家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者を「共同実施事業者」とします。「共同実施事業者」とは、需要家等と共に申請を行い、補助金の交付申請手続き、補助事業の実施～補助事業の完了、実績報告～精算払請求手続きを需要家等と責任をもって遂行する者として、予め本事業に登録した事業者とします。販売事業者の本事業への参加にあたっては、「共同実施事業者登録規約」に同意を行い、「共同実施事業者」として登録を受ける必要があります。

なお、共同実施事業者の登録は、国やSII及びDNPが優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことは禁止します。

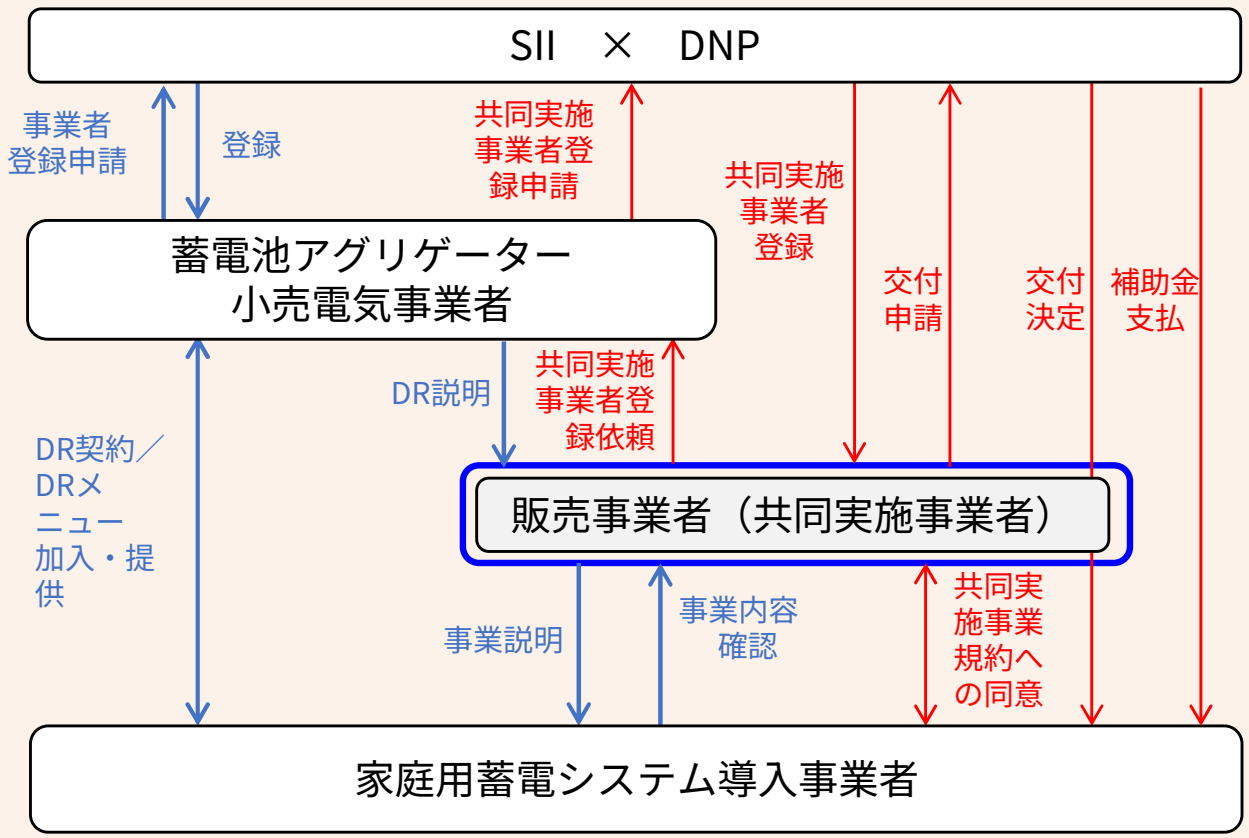

※青枠が本事業における共同実施事業者